

異動届出書の提出について

- 納税者が転勤・退職・休職等により給与の支払いを受けなくなった場合、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。
提出された異動届出書をもとに、特別徴収税額の変更通知書を送付いたします。転勤の場合は転勤先にも通知書を送付いたします。
(納入書は再送付されませんので、金額を訂正してご利用ください。)
 - 給与所得者異動届出書様式は、秋田市ホームページからもダウンロード可能です。【広報ID（ページ）番号 1002756】
(<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/1003649/1002756.html>)
秋田市 1002756 検索 
 - 異動届出書はeLTAX（エルタックス）による電子申請も可能です。詳細はホームページをご覧ください。
問合せ先：地方税共同機構 0570-081459（ハイシンコク）
エルタックス 検索 
 - 省資源化などの観点から、異動届出書に特記事項がない場合は、送付文書を省略いただいてかまいません。

異動届出書を二つの市区町村に提出しなければならない場合があります!!

令和3年1月1日の住所A市 令和3年度の住民税はA市で課税
令和3年7月30日B市に引越 令和3年度の住民税はA市で継続
令和4年1月1日の住所B市 給与支払報告書はB市に提出
令和4年2月19日退職 _____ 令和3年度分の住民税を一括徴収するためA市に退職の異動届出書を提出
_____ 令和4年度分は特別徴収できないため、B市にも異動届出書を提出

転勤したかたがいたら……

- 1 転勤先で特別徴収を継続する場合は、お手数をおかけいたしますが、転勤先に月割額等をご連絡くださいますようお願いします。
 - 2 秋田市の特別徴収義務者指定番号を持たない事業所において、令和3年度分の特別徴収を行う場合、異動届出書の最終提出期限は、令和4年3月24日となります。